

平成30年11月15日

# 議 事 録

下郷町農業委員会

# 下郷町農業委員会 11月定例総会議事録

- 1 開催日時 平成30年11月15日(木)午後1時30分から2時30分
- 2 開催場所 下郷町役場庁舎 3階 「302会議室」
- 3 出席委員 (10人)

会長職務代理者

8番 星 正 喜

委 員

1番	渡 部 友 之	2番	佐 藤 行 正
3番	佐 藤 輝 男	4番	星 竹 美
5番	星 希	6番	星 兵 吉
7番	星 隆 雄	9番	佐 藤 昭 一
10番	小 山 常 喜		

推 進 委 員 小 山 敏 喜

- 4 欠席委員 11番 渡 部 功

## 5 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

4番 星 竹 美 委員

5番 星 希 委員

日程第2 議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第3 議案第27号 農地法第4条の規定による許可申請について

## 6 農業委員会事務局職員

- ・ 議案説明のため出席した職員 事務局長 渡部 浩市
- ・ 会議の書記 事務局長 渡部 浩市

議 長 これより、会議を開きます。

本日の出席委員は、10名であります。事務局報告のとおり、定足数に達しておりますので、平成30年10月定例総会を、開会いたし

ます。

議長 本総会には、2議案、2件を提案いたしますので、委員各位の慎重なる審議をお願いいたします。  
それでは会務の報告を、おこないます。事務局から報告をさせます。

局長 (会務の報告)

議長 これで会務の報告を終わります。  
日程第1、議事録署名委員の指名について、を議題といたします。  
議事録署名委員は、会議規則第8条の規定により、4番星 竹美委員、5番星 希委員の両名を指名いたします。  
両名には、本定例総会における議事録のご署名をお願いすることといたします。

議長 直ちに、議事に入ります。  
を議題  
日程第2、議案第26号農地法第3条の規定による許可申請について、  
といたします。  
事務局より議案の朗読と説明を求めます。

局長 1 ページをお開きください。  
議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請について。  
農地法第3条の規定による農地の所有権移転の許可申請が、その当事者より下記の通り提出がありましたので、これを許可するものとする。  
平成30年11月15日提出 下郷町農業委員会会長 渡部 功。  
2 ページをお開きください。譲受人は、豊成字下モ■■■■番地の■■■■さんです。  
譲渡人は、南会津町田島字大坪■■■■番地の■■■■さんであります。  
本件は、農地の売買による所有権の移転の農地法第3条に基づく許可申請でございます。  
申請事由は、譲渡人は、町外に居住しており、所有している農地を譲渡人に売買するための申請であります。

申請地は、豊成字下モ6369番地1、畑、92㎡であります。

3 ページの位置図をご覧いただきたいと思っております。

場所は、南会東部非出資漁業協同組合の隣になります。

本議案について、11月7日に、私と地区担当の渡部 友之農業委員で、譲

受人の■■■■さんの立会いの下、調査して参りました。譲渡人の■■■■さんは、高齢で、立会ができないと連絡があり、欠席でありました。

電話でお話を伺いました。■■■■さんは、昭和51年頃から、南会津町に居住しており、その間、住宅を人に貸しておりました。畑は、平成6年に退職してから、南会津町から通って、野菜づくりしていたとのことでした。

平成27年の冬に、雪で玄関部分が潰されて家を貸すことも出来なく、空き家になってしまい、今回、■■■■さんと話がまとまり、すべてを処分することとなり、その中に、農地があるということで、今回の申請になりました。

審査しました結果、譲受人の■■■■さんは、取得後、すべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離など見ても問題なく、譲受人は、地元の方でもあり、地域との調和要件を阻害するような問題はなく、権利取得がなされるものであります。

農地法第3条第2項各号には、該当しないため、許可要件のすべて要件を満たしていると考えます。

以上現地調査、審査を行った結果の報告を終わらせていただきます。

議 長 続きますで、担当委員により調査結果の説明を求めます。  
刈林地区担当農業委員の渡部友之委員をお願いします。

渡部友之  
推進委員 譲渡人は、空き家になった裏の農地を含めて売り渡すということで、譲渡人と話合いがまとまったようです。譲渡人は、農地を取得して規模拡大を図り、農業に精進するものであります。よろしくご審議をお願いします。

議 長 これで調査結果の説明を終わります。  
只今から質疑に入らせていただきます。発言のある方は、挙手を願います。  
本案に対し、ご質疑ございませんか。  
(なしの声あり)

議 長 質疑がないものと認め、質疑を終わります。議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請について、を採決いたします。  
お諮りします。  
本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

採 決 (全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、議案第26号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり許可と決定します。

議長 続きますして、日程第3、議案第27号農地法第4条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

局長 4ページをお開きください。  
議案第27号農地法第4条の規定による許可申請について農地法第4条の規定による農地転用が、その当事者より下記のとおり提出がありましたので、意見を付して県知事に進達するものとする。

平成30年11月15日提出 下郷町農業委員会会長 渡部 功  
5ページをご覧ください。

この案件は、去る9月定例総会におきまして、県へ計画面積が、不相当とする旨の意見書を進達したもので、10月1日付けで、許可申請の取下願出書が提出され、受理された案件でございます。

前回の729㎡から499㎡に分筆されて申請されております。

7ページと8ページの配置図をご覧ください。まず、家の敷地面積が67㎡から79㎡と12㎡ほど大きくなっており、車庫も3台のものから2台のものへ、駐車スペースも5台から2台へと計画変更されて申請されております。

以上でございます。

議長 続きますして、担当地区委員より調査結果の説明を求めます。塩生担当推進委員の小山 敏喜委員をお願いいたします。

小山敏喜  
担当委員 去る11月7日、申請人の代理人 馬場清紀司法書士さんの立会いのもと、農業委員の佐藤行正さん、事務局と現地調査をしてきました。

申請人 ■■■■■さんは、現在の家の敷地は、借地であり、家も老朽化しており、今回、地主さんの好意で農地を譲り受けたので、住宅を建てるとのことでした。

申請地は、事務局の説明のとおり、ユアサ豊屋さん工場の南側に位置し、周辺は住宅地であり、転用による隣地及び農地への悪影響はないと考えられます。前回の面積問題も解消しましたので、適当と認められますので、

よろしくご審議のほどお願いします。

議長 これで調査結果の説明を終わります。農地法に基づく農地転用許可の検討

事項について説明を求めます。

局長 前は、「計画面積の妥当性」の一般住宅の500㎡以下が、守られていないということで、不相当としましたが、今回の申請につきましては、一般住宅の転用面積基準の500㎡以下が守られていますので、許可相当と認められると考えております。以上でございます。

議長 ただいまの、事務局説明、現地調査報告、農地法第4条の要件について、質問、意見等ございませんか。  
発言のある方は、挙手を願います。

(なしの声あり)

議長 質疑がないものと認め、質疑を終わります。議案第27号農地法第4条の規定による許可申請について、を採決いたします。  
お諮りします。  
本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

採決 (全員挙手)

議長 全員賛成でございますので、議案第27号農地法第4条の規定による許可申請については、原案のとおり県知事に進達するものと可決されました。  
以上で、本定例会に、付議されました議事は、全案終了いたしました。  
続きまして、当面の会務予定について事務局よりお願いいたします。

局長 (会務の予定)

議長 これで会務の予定の説明を終わります。  
これを持ちまして本定例会を閉会といたします。

(終了時間) 午後2時00分

上記のとおり会議次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確であることを証明するためにここに署名する。

平成30年11月15日

下郷町農業委員会 議長

委員

## 委員